ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（指定管理者による管理） 第13条　省略 （利用料金） 第14条　前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2　前項の規定により利用料金を収受させる場合における第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 （委任） 第15条　省略	（指定管理者による管理） 第13条　省略 （委任） 第14条　省略